

理容所・美容所の開設をお考えの方へ

理・美容所は、その業を行うために設けられた施設をいい、開設しようとする方は、あらかじめ管轄の区役所衛生課へ届出が必要です。(令和5年12月から、事業譲渡の場合は廃業・新規の手続きから地位承継の手続きに変更になりました。6ページ参照)

理容所・美容所の使用を開始するまでに、構造設備について検査を受け、適合の確認を受ける必要があります。

必ず、計画段階で平面図をお持ちになって事前にご相談ください。

(理容師法・美容師法第11条、理容師法施行規則・美容師法施行規則第19条、川崎市理容師法施行細則・川崎市美容師法施行細則第2条)

1 事前相談

理・美容所には清潔の保持、消毒設備、採光、照明及び換気、その他衛生上必要な措置に関する構造設備の基準があります。開設届提出の前に計画図面を持参し、区役所衛生課で相談を行ってください。

2 開設届の提出

開設予定日がある場合は、余裕を持って10日以上前に開設届を提出してください。(不備がない場合の使用前の確認の標準処理期間は6開庁日です。)

(1)必要な書類

- 1 理・美容所開設届(第1号様式)
- 2 理・美容所の構造設備を記載した平面図
- 3 法人の場合:登記事項証明書(令和8年3月から添付不要*)
- 4 理・美容師について医師の診断書(概ね3箇月以内のもの)
(結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無について)

皮膚疾患とは、伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬等感染性の皮膚疾患

- 5 理・美容師免許証(原本確認後お返しします)
- 6 管理理・美容師**にあつては、管理理・美容師資格認定講習会修了証書(原本確認後お返しします)
- 7 開設者が外国人の場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等が記載された住民票の写し

(※)届出内容の確認に必要な登記情報を、行政機関間の連携システムを利用して川崎市が確認します。

(**)理・美容師が常時2人以上従事する場合、管理理・美容師を設置しなければなりません。なお、他施設との兼務はできません。(理容師法第11条の4、美容師法第12条の3)

(2)手数料:16,000円

3 検査日の設定

理・美容所が完成し、設備を搬入・設置した後に検査に伺います。工事日程等に合わせて検査日を設定してください。

次頁へ

4 理・美容所検査

理・美容所開設届の記載事項及び平面図を見ながら、施設の構造設備・衛生設備の基準に適合しているか検査します。なお、不適合箇所があった場合は改善していただき、再検査となります。

5 理・美容所適合確認済書の交付

審査の結果、問題がなければ検査後約1週間程度で理・美容所適合確認済書が交付されます。

受領には印鑑が必要です。

6 使用開始

理・美容所適合確認済書を理・美容所内の

お客様に見える位置に掲示

(川崎市理容師法施行細則・川崎市美容師法施行細則第3条第3項)

他法令への遵守について

営業内容や施設の規模によって他法令を遵守する必要があります。

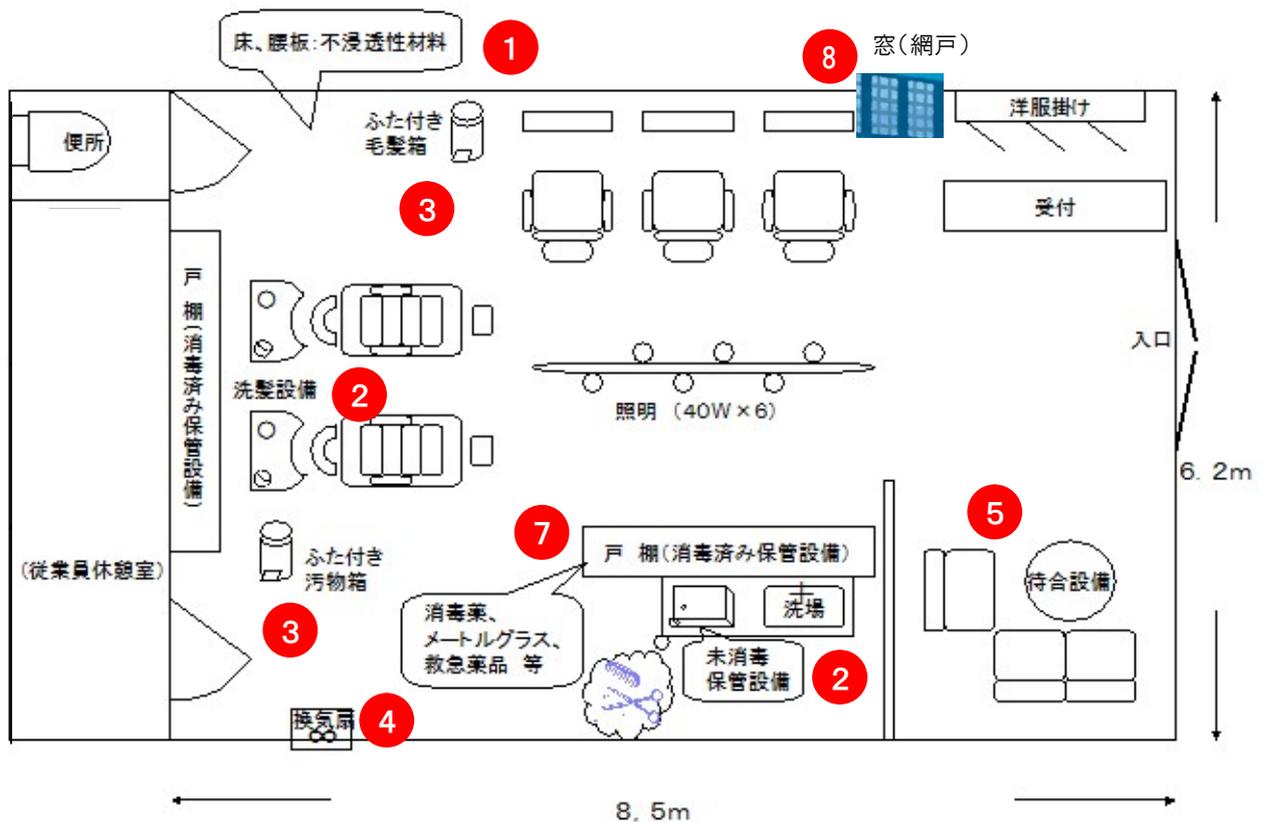
- ・消防法令について お問合せ先 管轄消防署
(川崎区：044-299-0119(臨港署)、044-223-0119(川崎署) 幸区：044-511-0119 中原区：044-411-0119
高津区：044-811-0119 宮前区：044-852-0119 多摩区：044-933-0119 麻生区：044-951-0119)
※川崎区は区域により臨港署と川崎署に管轄が分かれていますので、詳細はお電話にて御確認ください。
- ・建築基準法令について お問合せ先 まちづくり局指導部建築審査課
(川崎、幸区：044-200-3016 中原、高津区：044-200-3020 宮前、多摩、麻生区：044-200-3045)
※用途地域によって建築することができる地域が制限されることがあります。特に、第一種低層住居専用地域の場合は、住宅と兼用でなければならず、面積等の制限もあります。また、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域の場合は、階等の制限があるので注意が必要です。ガイドマップかわさきの都市計画情報で、用途地域を確認した上で、上記の用途地域に該当する場合は、建築士、まちづくり局指導部建築審査課等に相談して下さい。

～理容所・美容所の平面図記載例～

理容所の面積：11.55㎡以上

美容所の面積：13.2㎡以上

6



～理容所・美容所の構造設備基準～

(理容師法第12条、美容師法第13条、理容師法施行規則・美容師法施行規則第26・27条、

川崎市理容師法施行条例・川崎市美容師法施行条例第3条)

注1:掃除の際に水が浸透しないよう防水加工が施されているものを使用してください。

1 常に清潔に保つこと。

(1)床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。①

注2:洗い場とは、洗髪台、シンク等を指します。

(2)洗い場は、流水装置とすること。②

(3)ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。③

2 消毒設備を設けること。 → 詳細は後述

3 採光、照明及び換気を充分にすること。④

(1)採光及び照明:理・美容師が理・美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。

(2)換気:理・美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を 5cm^3 以下に保つこと。

注3:換気の方法は、換気扇等を稼働させることによる動力換気と、窓を開放する自然換気があります。

4 その他都道府県等が条例で定める衛生上必要な措置

(1)理・美容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。

注4:着付け・ボディエステなどは別区画を設ける必要があります。

(2)理・美容所は、作業を妨げない位置に作業場から明確に区分された待合設備を有すること。⑤

(3)作業及び衛生保持に支障を来さない面積を確保すること。⑥

理容所:11.55 m^2 以上

注5:面積には、休憩室、トイレ等は含みません。

→理容いす1台を想定しているため、理容いすを1台増やすごとに、2.64 m^2 以上ずつ増やすことが望ましい。

美容所:13.2 m^2 以上

注6:頭髪に係る施術を行う場合、消毒用設備とは別に設置が必要です。

(4)洗髪専用の設備を設置すること。

(5)洗い場(洗髪設備を含む)は、陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。

(6)排水は、適正に処理すること。

(7)消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して格納できる適当なガラス張りケース又はこれに類する戸棚等を設けること。⑦

(8)器具類及び布片類は、十分な量を備えること。

注7:薬品及び衛生材料とは、消毒液、軟膏、ガーゼ、絆創膏、包帯等です。

(9)理・美容所で使用する水は、清浄なものであること。

(10)外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。

(11)窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備(窓に網戸、排水溝に金網・金属格子を設置など)を有するとともに、必要に応じて駆除を行うこと。⑧

～衛生措置～

(理容師法第9条、美容師法第8条、理容師法施行規則・美容師法施行規則第24・25条、川崎市理容師法施行条例・川崎市美容師法施行条例第2条)

注 8:器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられるものを指します。

- 1 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
- 2 皮ふに接する布片は、客1人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客1人ごとにこれを消毒すること。
- 3 その他都道府県等が条例で定める衛生上必要な措置
 - (1)作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、マスクを使用すること。
 - (2)手指は、常に清潔に保つこと。
 - (3)毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
 - (4)客用の被布及び洗髪器その他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。
 - (5)消毒液は、適宜交換すること。
 - (6)医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、安全衛生に留意し、適正に使用すること。
 - (7)皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用すること。
 - (8)皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとに廃棄すること。



◆器具の消毒方法 十分に洗浄した後に消毒を行います。

	①かみそり※ ②かみそり以外の器具で ・血液付着がある ・血液付着の疑いがある	かみそり以外の器具で ・血液付着がない ・血液付着の疑いがない (①・②以外の器具)
煮 沸	沸騰後2分間以上煮沸	沸騰後2分間以上煮沸
エタノール水溶液 (エタノール 76.9%以上 81.4%以下)	10分間以上浸す	10分間以上浸す 又は、エタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく
次亜塩素酸ナトリウム (0.1%以上)	10分間以上浸す	
次亜塩素酸ナトリウム (0.01%以上)	×	10分間以上浸す
紫 外 線	×	20分間以上 1cm ² 当たり 85マイクロワット以上照射
蒸 気	×	10分間以上摂氏 80度を超える湿熱に触れさせる
逆性石ケン(0.1%以上)	×	10分間以上浸す
グルコン酸クロルヘキシジン (0.05%以上)	×	10分間以上浸す
両性界面活性剤(0.1%以上)	×	10分間以上浸す

※かみそり:専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く

開設後に必要な手続き

❖ 開設の届出事項に変更を生じたとき

開設の届出事項に変更を生じたとき、変更の日から 10 日以内に届け出なければなりません。
 (理容師法・美容師法第 11 条第 2 項、理容師法施行規則・美容師法施行規則第 20 条、
 川崎市理容師法施行細則・川崎市美容師法施行細則第 4 条)

【届出用紙】開設届出事項変更届(第5号様式)

変更事項	届出に必要な添付書類
開設者(個人・管理理・美容師)の住所又は氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容所適合確認済書 ⑨ 営業者が別の個人又は法人に変わる場合は、<u>新規開設の手続き</u>、または<u>事業譲渡や相続による地位承継の手続き</u>(6ページ参照)が必要です。事前にご相談ください。
開設者(法人)の所在地・名称・代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容所適合確認済書 ・登記事項証明書(令和8年3月から添付不要※) (※) 届出内容の確認に必要な登記情報を、行政機関間の連携システムを利用して川崎市が確認します。 ⑨ 営業者が別の法人又は個人に変わる場合は、<u>新規開設の手続き</u>、または<u>事業譲渡や吸収合併による地位承継の手続き</u>(6ページ参照)が必要です。事前にご相談ください。
名称(屋号)	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容所適合確認済書
構造設備の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更前と変更後の平面図(変更箇所、内容がわかるもの) ・理・美容所適合確認済書 ⑨ 大幅な改装や増改築など、変更内容によっては<u>新規開設の手続き</u>が必要となる場合があります。計画段階で平面図をお持ちになって、<u>事前</u>にご相談ください。
理・美容師の新規雇用 (パート、アルバイト、派遣、不定期勤務含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容師について医師の診断書 診断項目: <u>結核・皮膚疾患</u>でないこと 有効期間: 発行から<u>概ね3箇月</u>以内 * 皮膚疾患とは 伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬等感染性の皮膚疾患 ・理・美容師免許証(原本提示)
① 理・美容師の退店 ② 資格を有しない従事者の新規雇用・退店	(添付書類なし)
理・美容師の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容師免許証(原本提示)
理・美容師が結核、皮膚疾患にり患、又は治癒	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容師の診断書
管理理・美容師	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容師の診断書 診断項目: <u>結核・皮膚疾患</u>でないこと 有効期間: 発行から<u>3箇月</u>以内 * 皮膚疾患とは 伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬等感染性の皮膚疾患 ・理・美容師免許証(原本提示) ・管理理・美容師資格認定講習会修了証書(原本提示) (管理理・美容師の住所を変更届に記入しますので、確認してください。)

❖ 営業の譲渡、相続、合併又は分割があったとき

「営業を譲り受けた者」、「相続人」、「合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人」又は「分割により当該営業を承継した法人」は、開設者の地位を承継します。

(理容師法第 11 条の 3 美容師法第 12 条の 2 理容師法・美容師法施行規則第 20 条の 2～第 22 条の 2

川崎市理容師法・川崎市美容師法施行細則第 4 条の 2)

【届出用紙】地位承継届(第6号様式の2)

	届出に必要な書類
営業の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容所適合確認済書 ・営業の譲渡が行われたことを証する書類(譲渡契約書の写し等) ・営業を譲り受けた者が法人の場合にあつては、登記事項証明書(令和8年3月から添付不要*) ・営業を譲り受けた者が外国人の場合にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等が記載された住民票の写し
個人の相続	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容所適合確認済書 ・被相続人の戸籍謄本(※※) 又は不動産登記規則第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し ・相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 (※※)被相続人の死亡の事実、及び同意書に署名のある者が法定相続人であることを確認できる戸籍謄本が必要です。(場合により改製原戸籍が必要)
法人の合併	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容所適合確認済書 ・合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書(令和 7 年 2 月から添付不要*)
法人の分割	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容所適合確認済書 ・分割により営業を承継した法人の登記事項証明書(令和 7 年 2 月から添付不要*)

(※)届出内容の確認に必要な登記情報を、行政機関間の連携システムを利用して川崎市が確認します。

❖ 理容所・美容所適合確認済書を亡失(破損・汚損)したとき

理・美容所適合確認済書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、再交付申請してください。

(川崎市理容師法施行細則・川崎市美容師法施行細則第3条第4項)

【申請用紙】再交付申請書(第4号様式)

【申請に必要な書類】破損又は汚損したときは、その理・美容所適合確認済書

❖ 廃止したとき

理・美容所を廃止したとき、廃止の日から 10 日以内に届け出なければなりません。

(理容師法・美容師法第 11 条第 2 項 川崎市理容師法・川崎市美容師法施行細則第 4 条)

【届出用紙】廃止届(第6号様式)

【必要な書類】理・美容所適合確認済書(亡失した場合は、廃止届にその旨記載してください)

廃止したときとは…

- ・理・美容所を閉店したとき
- ・理容・美容所を移転したとき(移転先の新たな開設届出が必要です)
- ・営業者が変わるとき(地位承継の場合を除く)
- ・施設を大幅に改装するとき(変更内容によっては、新たな開設届出が必要です)

その他

※市ホームページに営業施設名称、営業施設所在地、営業施設の電話番号、営業者氏名、営業者所在地(法人のみ)、適合確認年月日、適合確認番号及び営業所面積等をオープンデータとして掲載します。

問合せ先(平日 8時30分～12時、13時～17時)			
川崎区役所衛生課	044-201-3222	宮前区役所衛生課	044-856-3270
幸区役所衛生課	044-556-6681	多摩区役所衛生課	044-935-3306
中原区役所衛生課	044-744-3271	麻生区役所衛生課	044-965-5164
高津区役所衛生課	044-861-3322		

令和8年2月作成